

「生涯活躍のまち」づくりに関する手引き (第4版)

別冊・資料集

※第4版において追加・修正された事項

- ・「地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第37号）」や『「生涯活躍のまち」構想の具体化に向けたマニュアル（平成29年3月策定）』などを踏まえた改訂

平成31年1月

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

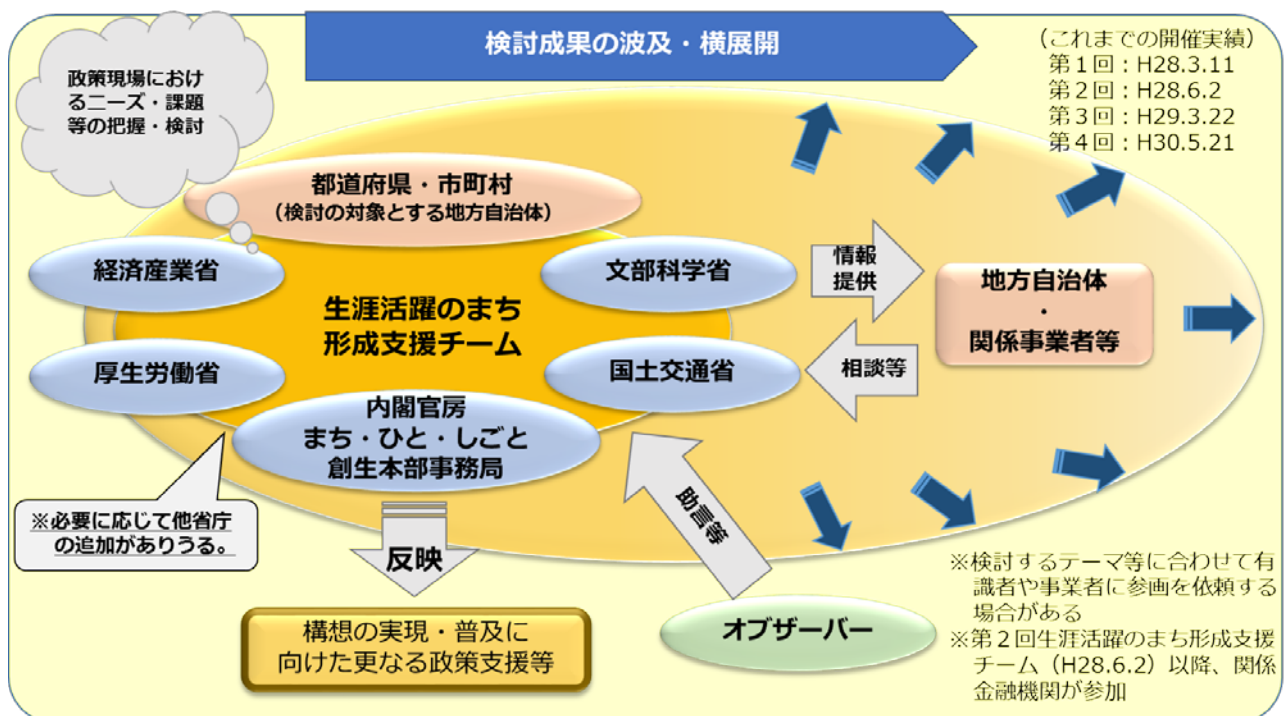
<目次>

1. 「生涯活躍のまち形成支援チーム」による支援	3
2. 「生涯活躍のまち」に関する取組の参考となる資料一覧	4
I 「生涯活躍のまち」に関する情報	4
II その他、「生涯活躍のまち」推進の参考となる情報	4
3. 地域再生法（生涯活躍のまち関係部分）の解説	6
I 生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画の作成について	7
II 生涯活躍のまち形成事業計画の作成について	11
（参考）「生涯活躍のまち」の実現において大学に期待される役割	37
（参考）介護保険制度における財政調整の見直しについて	40

1. 「生涯活躍のまち形成支援チーム」による支援

- ◎「生涯活躍のまち」の実現に向けた地方公共団体の取組が一層円滑に進められるよう、既存制度上の課題や隘路、関係施策が連携した支援策の在り方等について検討し、構想に関する事業の具体化に向けた取組の普及・横展開を図るため、平成 28 年 3 月 11 日に内閣官房において「生涯活躍のまち形成支援チーム」を立ち上げ、関係省庁が連携して積極的な支援を行うこととしています。
- ◎その中において、テーマに合わせて有識者や事業者も参画しながら議論を行うとともに、地域におけるニーズや課題を踏まえ、必要に応じ、「生涯活躍のまち」の実現・普及に向けた更なる政策支援等につなげていくこととしています。
- ◎また、「地域再生法の一部を改正する法律」の成立・施行（平成 28 年 4 月 20 日）の後、地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業関係）の認定が進んできた状況を踏まえ、同認定を受けた自治体について、当該自治体の意向を確認の上、「生涯活躍のまち形成支援チーム」における対象団体として追加することとしています。

図：生涯活躍のまち形成支援チームのイメージ



(参考)

- ・生涯活躍のまち形成支援チームにおける対象自治体の取組事例集

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc/180401ccrc_jireisyu.pdf.)

2. 「生涯活躍のまち」に関する取組の参考となる資料一覧

- ◎「生涯活躍のまち」の実現に向けた地方公共団体の取組が一層円滑に進められるよう、参考となる資料を下記のとおりお示ししております。これらを必要に応じて参照いただき、取組を推進する際の参考としていただければと思います。

I 「生涯活躍のまち」に関する情報

- ・「生涯活躍のまち」の新着情報

「生涯活躍のまち」に関する最新の動向についてお知らせしております。

- ・「生涯活躍のまち」構想（最終報告）

日本版 CCRC 構想有識者会議において、「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」構想の基本的考え方や制度化の方向性などについて、とりまとめたものです。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/ccrc/h27-12-11-saisyu.pdf>)

- ・「生涯活躍のまち」構想の具体化に向けたマニュアル

「生涯活躍のまち」推進のプロセス、「生涯活躍のまち」推進に求められる人材の育成、自立的・継続的に事業を進めるためのビジネスモデル等をまとめております。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc/hyousi.pdf>)

- ・その他

上記にお示した情報のほか、「生涯活躍のまち」に関する関係省庁等の支援施策集や、地域再生計画や地方創生関係交付金の活用状況、生涯活躍のまちに関する各地域の意向等調査結果、生涯活躍のまち形成支援チーム対象自治体の取組状況等が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 HP にてご覧いただけます。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc/>)

II その他、「生涯活躍のまち」推進の参考となる情報

- ・地方創生事業実施のためのガイドライン・事例集

地方創生推進交付金を活用した事業に取り組むにあたり、今後の新たな事業の企画・立案や、実施中の事業の効果検証・改善等をまとめた「地方創生事業実施のためのガイドライン」や、地方創生関係交付金（加速化交付金、推進交付金）を活用して地方公共団体が実施した事業を対象に、事業概要や KPI に対する考え方、取り組む上での留意点等をまとめた「地方創生関係交付金の活用事例集」をお示ししております。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/jirei_index.html)

- ・地方創生カレッジ

地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な知識を e ラーニング講座で提供するほか、必要に応じて実地研修も効果的に取り入れることで知識やスキルを習得できるようにする取組を行っています。

(<https://chihousousei-college.jp/>)

- ・生涯活躍のまち移住促進センター

平成 28 年 2 月に一般社団法人化した「生涯活躍のまち推進協議会」の運営する「生

涯活躍のまち移住促進センター」において、移住に関する情報のほか、生涯活躍のまちに取り組む地方公共団体の最新情報を提供しております。

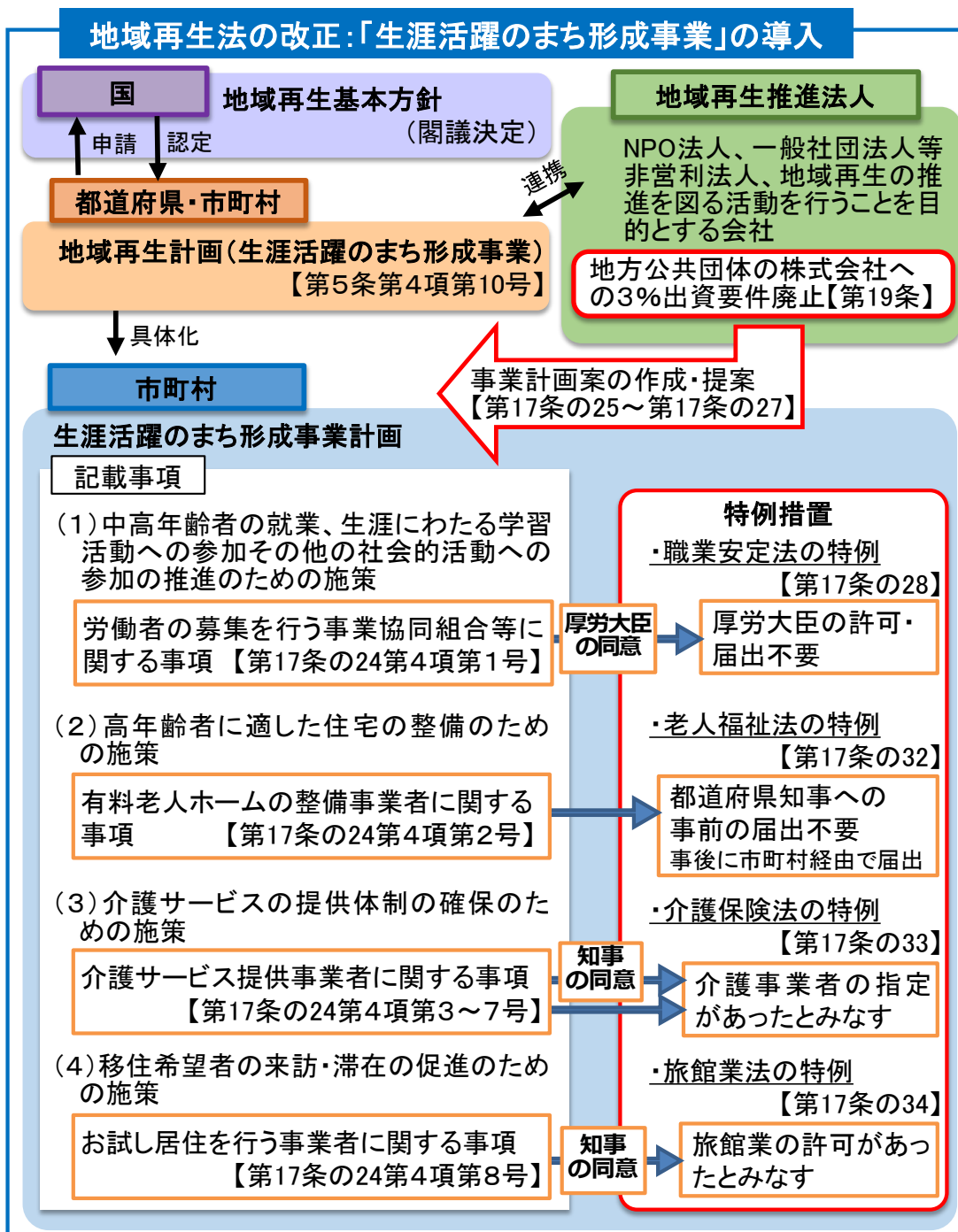
(<http://iju-center.jp/>)

3. 地域再生法（生涯活躍のまち関係部分）の解説

◎「生涯活躍のまち」の推進を図るため、平成28年の地域再生法の改正により、地域再生計画に「生涯活躍のまち」を形成するための枠組が構築され、認定を受けた地域再生計画に基づく取組に対して、事業者の手続を簡素化する特例措置が講じられることになりました。

◎この節では、「生涯活躍のまち」に関する改正地域再生法の内容とともに、第4章で記載している地域再生計画と生涯活躍のまち形成事業計画の作成に関する詳細を解説します。

図：「生涯活躍のまち」に関する改正地域再生法の概要



I 生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画の作成について

地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものです。地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政や法の特例等の支援措置を活用することができます。

平成 28 年の地域再生法改正により、「生涯活躍のまち形成事業」が地域再生計画の中に位置付けられ、生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びそれに基づく法の特例措置が設けられました。すなわち、①地方公共団体は「生涯活躍のまち形成事業」を盛り込んだ地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができ、②地域再生計画の認定を受けた市町村は、事業の実施のため、具体的な事業内容等を詳細に定める生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができ、③この事業計画の作成により、法令の特例措置が利用できることとされています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

十 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

① 生涯活躍のまち形成事業とは

「生涯活躍のまち形成事業」とは、法第 5 条第 4 項第 10 号において、生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業と定義されています。

ここでいう、

ア 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、

イ 高年齢者に適した生活環境の整備、

ウ 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進

の 3 つは、「地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業」の例示であり、これ以外の施策もこの「地域住民が生涯にわたり活躍でき

る魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業」に当てはまるものであれば、生涯活躍のまち形成事業として、地域再生計画に記載することができます。

② 生涯活躍のまち形成地域とは

「生涯活躍のまち形成地域」とは、この生涯活躍のまち形成事業を行う地域をいい、事業を実施する地方公共団体が、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、上記のような生涯活躍のまち形成事業を行うことが適当と認めて設定する地域を指します。すなわち、「生涯活躍のまち」の基本コンセプトを踏まえ、人口・雇用・サービスの状況等の地域の実情に照らし、各地方公共団体が適当と考える区域を特定することとなります。例えば、居住に必要なインフラや介護サービスなどが提供できないような地域については、その区域としてはふさわしくないと考えられます。

地域再生計画の認定申請の際には、生涯活躍のまち形成地域の具体的な場所が決定されている必要はありませんが、そのおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図を添付する必要があります（則第 1 条第 1 項第 9 号）。生涯活躍のまち形成地域の候補地が複数ある場合はその旨記載の上、当該複数の候補地の地形図及び概況図を添付してください。

○地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抄）

（地域再生計画の認定の申請）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

九 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

③ 地域再生計画の作成主体の名称

生涯活躍のまち形成事業は、コミュニティづくりを行う事業であるため、生涯活躍のまち形成地域の所在地となる市町村が責任をもって計画を作成する必要があります。協力して事業を実施する他の市町村と共同で地域再生計画を作成したり、都道府県と共同で地域再生計画を作成することも可能です（（地域再生基本方針 5 の 3）①ハ）。

○地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定・平成 30 年 6 月 1 日一部変更）（抄）

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

3) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続

ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体

地域再生計画の認定申請を行う主体地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生計画の認定を申請することができるものとする。

なお、都道府県及び市町村は、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

④ 地域再生計画の記載事項

地域再生計画には、地域再生計画の名称（則第 2 条第 1 項第 1 号）、地域再生計画の

作成主体の名称、地域再生計画の区域（法第5条第2項第1号）、地域再生計画の目標（法第5条第3項第1号）、地域再生を図るために行う事業に関する事項（法第5条第2項第2号、則第2条第1項第12号）、計画期間（法第5条第2項第3号）、地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項（則第2条第1項第2号）を記載することとされています。「地域再生を図るために行う事業に関する事項」としては、生涯活躍のまち形成事業に関する地域再生計画には、生涯活躍のまち形成事業の内容を地域再生計画に記載してください（則第2条第1項第12号）。地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第3章の3-2の2）を参照して記載してください。

○地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）（抄）

（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

生涯活躍のまち形成事業は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指すものであり、原則として

ア 中高年齢者の社会的活動への参加の推進に関する取組

イ 高年齢者に適した住宅の整備に関する取組

ウ 継続的なケアの提供体制の確保に関する取組

エ 移住支援に関する取組

といった施策が行われる必要があります。地域再生計画にはそれぞれに対応する事業内容を記載することが想定されます。

また、地域再生計画に記載する生涯活躍のまち形成事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、生涯活躍のまち形成事業の事業主体が決定されている必要はありませんが、事業の主体が得られる見込みが高いこと、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます（（地域再生基本方針5の1）②及び③）。

○地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定・平成30年6月1日一部変更）（抄）

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第16項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

① 地域再生基本方針に適合するものであること（第1号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ3)の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること（第2号基準）

1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。（略）

③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

地域再生を図るために行う事業について、

- | |
|--------------------------------|
| イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと |
| ロ 事業の実施スケジュールが明確であること |
| をもって判断する。 |

⑤ その他の記載事項についての留意点

ア 地域再生計画の目標と目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標の設定に当たっては、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。

地域再生計画に基づいて実施した事業の効果を検証し、必要に応じて地域再生計画を変更するという一連のプロセスを実行する（PDCA サイクルの確立）ため、地域再生計画の目標と、目標の達成状況に係る評価に関する事項（則第2条第1項第2号）を記載することとされています。目標設定の際には KPI（重要業績評価指標）を設定することが想定されます。

KPI としては例えば、生涯活躍のまち形成地域の入居者数や転入者数、生涯活躍のまち形成事業において雇用される労働者数等のアウトカム指標が考えられます。

地域再生認定申請マニュアル（総論）第3章の3-2の2）「『7 目標の達成状況に係る評価に関する事項』について」を参照し、目標等の効果測定に必要となる指標の入手方法や、評価方法、評価結果の公表方法なども記載してください。

イ 計画期間（法第5条第2項第3号）

地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください（例：地域再生計画認定の日から平成32年3月31日まで）。計画期間の長短について特段の定めはありませんが、計画期間の設定にあたっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間を設定してください。地域再生計画は概ね5年程度を計画期間とすることとしています、「生涯活躍のまち」の形成は短期間で実現するものではなく、長期的な展望の下に推進すべきものであるため、5年以上とすることも考えられます。

⑥ 地域再生計画の作成に当たっての留意点

地域再生計画の作成に当たっては、地域の特性や強み、地域資源の活用などを踏まえ、住み替え・移住対象をどうするか、対象区域をどの地域に設定するか、地域的な広がりをするか、地域包括ケアシステムの構築との連携などについても検討されることが望ましいと考えられます。

また、地域再生計画を踏まえた事業計画に今後盛り込む内容等を見据えつつ、中長期的な視点から、構想に関する事業の自立性や持続可能性を踏まえ、構想の推進に関する課題や事業実施におけるリスク、地域への効果などについても、しっかり議論をされることが重要です。

さらに、「高齢者居住安定確保計画」や「医療計画」、「介護保険事業計画」等関連する分野の諸施策と整合的なものとなるよう、必要に応じて協議・調整を行うようにしてください。

Ⅱ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成について

地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生計画に記載した生涯活躍のまち形成事業に関する事項の具体的な実施を図るため、具体的な事業内容等を詳細に定める生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができます。

生涯活躍のまち形成事業計画は、地域再生計画の作成主体である市町村のほか、都道府県知事、「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）、事業に参加する事業者等で組織された地域再生協議会における協議を経て作成することとされています。計画内容について関係者間で合意形成を図り、これを地域全体で共有を図るためです。（地域再生協議会の構成員について②ア参照）

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

① 生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

ア 基本的記載事項（法第 17 条の 24 第 3 項各号）

(1) 生涯活躍のまち形成地域の区域（法第 17 条の 24 第 3 項本文）

生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載してください。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付することも考えられます。

(2) 中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 1 号）

生涯活躍のまち形成地域における中高年齢者の健康でアクティブな生活を支援するため、認定市町村が行う社会的活動への参加の推進のための施策について記載してください。社会的活動には、就業や生涯学習以外にもボランティアなど幅広い活動が含まれます。法第 17 条の 24 第 3 項第 1 号においては、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励が例示されています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励その他の中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(3) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高年齢者向け住宅及び当該高年齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条

の 24 第 3 項第 2 号)

生涯活躍のまち形成地域において、実際に整備する高齢者向け住宅の種類や数を特定するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずる施策について記載してください。

高齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが例示されていますが、それ以外にも高齢者の生活に適するよう改修した住宅なども想定されます。市町村が講ずる施策としては、必要な土地の確保、費用の補助が例示されています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

二 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）その他の高齢者に適した住宅をいう。以下この号において同じ。）及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

また、高齢者向け住宅の整備と関連して、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）第 3 条に基づき、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、当該認定市町村の生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者とする措置が設けられています。この国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準の概要は、以下のとおりです。

- ① 認定市町村の区域内の 60 歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行うこと。
- ② バリアフリー化や状況把握サービス・生活相談サービスの提供等が義務付けられた住宅への入居が望ましいと認められる者を要件として定めること（例えば、健康な若年齢者など、当該住宅への入居を明らかに必要としない者の入居を許容する要件設定は行っていない）。

この入居者要件を定める場合は、サービス付き高齢者向け住宅の登録や指導監督を行う都道府県等と、地域再生協議会の場等において、入居者要件や実際の入居者の当該要件への適合性に係る指導監督の方法について協議を行ってください。

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）（抄）

（年齢その他の要件）

第三条 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定（以下単に「要介護認定」という。）若しくは同条第二項に規定する要支援認定（以下単に「要支援認定」という。）を受けている六十歳未満の者（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十七第一項に規定する認定市町村が、同法第十七条の二十四第一項

に規定する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該計画に記載された同法第五条第四項第十号に規定する生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合においては、当該要件に該当する者を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 同居する者がいない者であること。
- 二 同居する者が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下この号において同じ。）、六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この号において同じ。）、要介護認定若しくは要支援認定を受けている六十歳未満の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事が認める者であること。

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（平成 28 年国土交通省・厚生労働省告示第 1 号）（抄）

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十七第一項に規定する認定市町村（以下単に「認定市町村」という。）が、同法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画（以下単に「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）において、当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載された同法第五条第四項第十号に規定する生涯活躍のまち形成地域（以下単に「生涯活躍のまち形成地域」という。）の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めるに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

- 一 当該生涯活躍のまち形成地域の区域及びその周辺に居住する六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定若しくは同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者（以下「六十歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、当該認定市町村の区域内の六十歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行わなければならない。
- 二 サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定する状況把握サービス及び同項に規定する生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることから、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めるものとし、例えば、健康な若年齢者等、サービス付き高齢者向け住宅を明らかに必要としない者の入居を許容する要件の設定を行ってはならない。

(4) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 3 号）

生涯活躍のまち形成地域での継続的なケアを確保するため、提供すべき介護サービスを特定し、その提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。提供すべき介護サービスとして、法では、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業が例示されていますが、それ以外の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスも含まれます。また、医療機関との連携など医療提供体制の確保に関する事項や生涯活躍のまち形成地域における地域包括ケアシステムの構築との連携方策について記載することも想定されます。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）
（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）
第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

三 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（居宅サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型サービス（同条第十四項に規定する地域密着型サービスをいい、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下同じ。）、介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型介護予防サービス（同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスをいい、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）、第一号事業（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいい、同号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。以下同じ。）その他の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。）及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(5) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 4 号）

生涯活躍のまちへの移住や住み替えを希望する中高年齢者の来訪や滞在を促進するための施策について記載してください。法では、情報の提供、便宜の供与が例示されています。例えば、お試し居住、二地域居住などの取組も想定されます。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

四 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(6) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 5 号）

(1)から(5)までの事項以外に、独自に実施する施策を記載してください。また、認定市町村は、就業の機会の確保に関して都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター等と相互に連携を図りながら協力しなければならない（法第 17 条の 30）こととされており、また、中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関しても関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない（法第 17 条の 31）とされています。このような関係機関等との協力により実施する事項や、その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項があれば記載してください。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策についての協力）

第十七条の三十 認定市町村、都道府県、公共職業安定所並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合及び同条第二項に規定するシルバー人材センターは、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された認定市町村が講ずべき中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策についての連携協力体制の整備）

第十七条の三十一 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

イ 任意記載事項（法第 17 条の 24 第 4 項各号）

生涯活躍のまち形成事業計画に法第 17 条の 24 第 4 項各号に規定される事業者に関する事項（任意記載事項）を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例（法第 17 条の 28）、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例（法第 17 条の 32）、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例（法第 17 条の 33）、旅館業の許可に関する旅館業法の特例（法第 17 条の 34）を受けることができます。

(1) 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

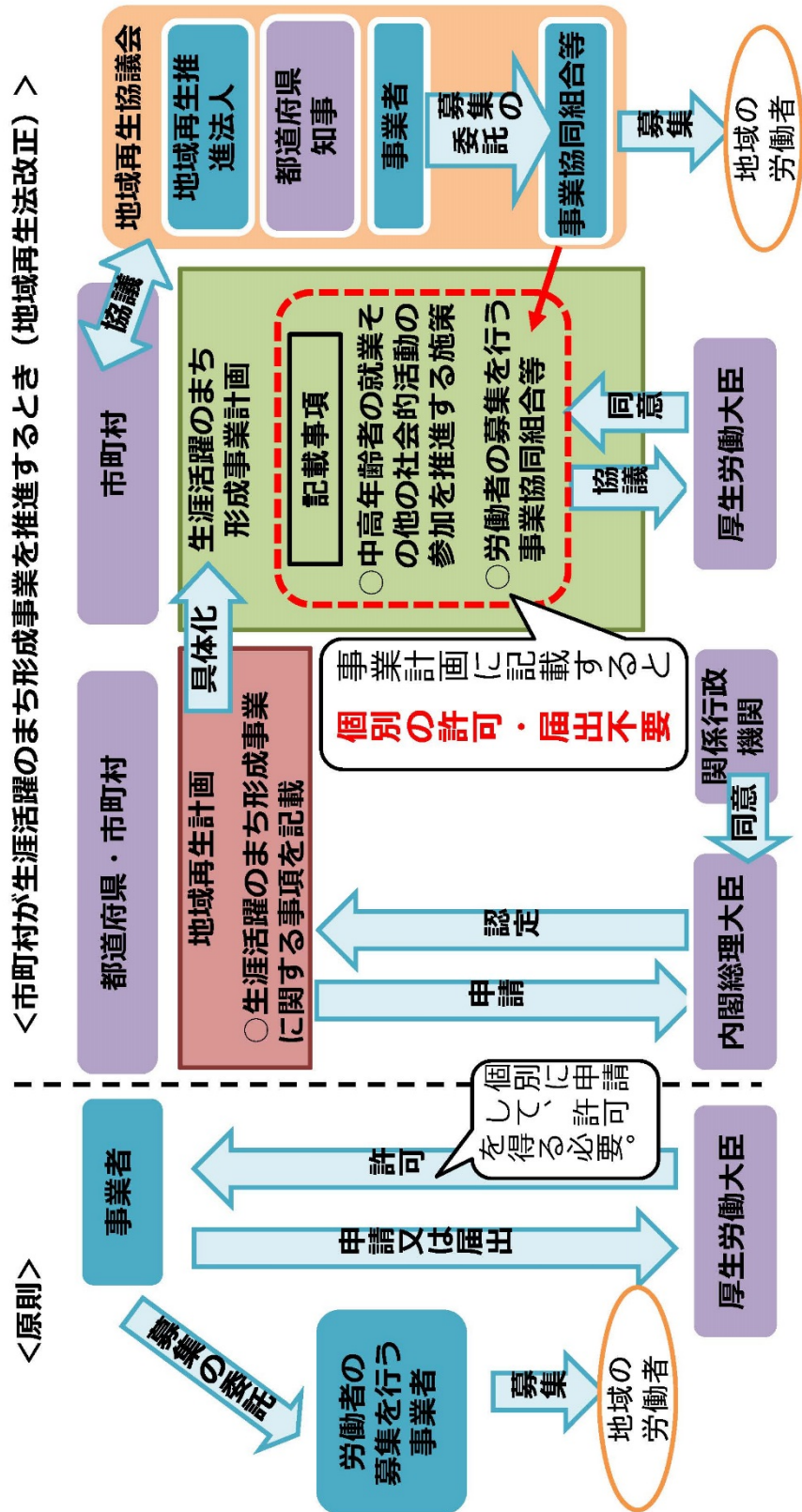
事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合は、通常、厚生労働大臣の許可（無償の場合は届出）を受ける必要がありますが、法第 17 条の 28 第 1 項の職業安定法の特例を利用する場合は、地域再生協議会に加わっている事業協同組合等が傘下の中小事業主の委託を受けて生涯活躍のまち形成事業に携わる労働者の募集を行う場合は、その中小事業主から許可の申請や届出を行うことが不要となります。

例えば、商店街振興組合や商工組合、介護福祉事業協同組合等が地域再生協議会に加わっており特例を利用して傘下の中小事業主のために労働者の募集を行う場合が想定されます。

図：労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（職業安定法関係）

- 現在、事業者が労働者の募集を他の者に委託する場合は、事業者は個別に厚生労働大臣の許可を申請したり届出を行わなければならない。（※有償委託の場合は許可、無償委託の場合は届出）
- 今般、地域再生法の改正により、事業組合等が地域再生協議会の構成員である事業者から委託を受けて労働者の募集を行う場合には、**市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて厚生労働大臣の同意を得ることで、個々の事業者についての許可や届出が不要となるよう、特例措置を講ずる。**



この特例を受ける事業協同組合等は

(ア)地域再生協議会の構成員であるもの

(イ)事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚労省令第2条各号で定めるもの

又は

一般社団法人で直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小事業主¹であるもの
(厚労省令第3条)

(ウ)生涯活躍のまち形成事業計画に記載された事業の実施に関し必要な労働者の募集を行うもの

が要件となります。

この特例を利用する場合は、

(ア)生涯活躍のまち形成事業計画に委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項（法第17条の24第4項第1号）を記載し、

(イ)必要書類（厚労省令第11条）を添付した上で、厚生労働大臣の同意（法第17条の24第5項）を得て

(ウ)公表する

ことにより、個々の中小事業主が許可や届出の手続をすることなく、事業協同組合等に募集を委託することができます。

(イ)の厚生労働大臣の同意の基準は

- ・地域再生協議会を構成する団体であること。
- ・生涯活躍のまち形成地域において生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。
- ・当該相談及び援助を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。
- ・構成員である中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行うに当たり、その募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該労働者の利益に反しないことが見込まれること。

とされています（厚労省令第12条）。厚生労働大臣に対して協議を行う際は、当該基準に係る事項を記載した書類を添付し（厚労省令第11条）、事業協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出してください。厚生労働大臣は同意をしたときは、所轄の都道府県労働局長を経て、同意通知書により当該同意に係る認定市町村に対して通知することとされています。

なお、厚生労働大臣は、同意を受けた事業協同組合等（以下「同意事業協同組合等」という。）が法令及び同意基準を満たさなくなったと認められる場合など適当でなくなったと認めるときは、当該同意事業協同組合等に関する事項に関して、生涯活躍のまち形成事業計画に対する同意を取り消すことがあり得ます。

生涯活躍のまち形成事業計画に記載する事項と添付書類については別途示す参考例を参照してください。

¹ 国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主（国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。次項及び第十七条の二十八第一項において同じ。）を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（次項及び同条第一項において「事業協同組合等」という。）のうち、同条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとするものに関する事項

5 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に前項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の同意を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は、当該事項に係る事業協同組合等が、その構成員である中小事業主に対して介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、同意をするものとする。

（委託募集の特例等）

第十七条の十八 同意事業協同組合等（生涯活躍のまち形成事業計画に記載されている事業協同組合等であって第十七条の二十四第五項の同意に係るものをいう。以下同じ。）の構成員である中小事業主が、当該同意事業協同組合等をして介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業（当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたものに限る。）の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該同意事業協同組合等が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第二条 法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会

二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 農業協同組合及び農業協同組合中央会

六 生活衛生同業組合であって、その構成員の三分の二以上が中小事業主（国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。

以下同じ。）であるもの

七 酒造組合及び酒造組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が中小事業主であるもの

（法第十七条の二十四第四項第一号の一般社団法人の要件）

第三条 法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。

（法第十七条の二十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意）

第十一条 認定市町村は、法第十七条の二十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

(法第十七条の二十四第五項の厚生労働省令で定める基準)

第十二条 法第十七条の二十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 協議会を構成する団体であること。
- 二 生涯活躍のまち形成地域において法第十七条の二十四第五項の介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。
- 三 前号の相談及び援助を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。
- 四 その構成員である中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行うに当たり、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該労働者の利益に反しないことが見込まれること。

なお、これらの事業協同組合等が、特例を活用して労働者の委託募集を行うときは法第 17 条の 28 第 2 項及び厚労省令第 22 条、第 23 条に基づきその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して都道府県労働局又は厚生労働大臣に届出を行うとともに、報酬を得て労働者の委託募集を行う場合は当該報酬につき厚生労働大臣の認可を得る必要があります（職業安定法第 36 条第 2 項）。また厚労省令第 24 条に基づき、毎年度公共職業安定所長に労働者募集報告を提出する必要があります。これらの届出等の手続及び様式は「地域再生法に基づく委託募集の特例等に関する業務の取扱いについて（平成 28 年 4 月 20 日職発 0420 第 6 号各都道府県労働局長宛て厚生労働省職業安定局長通達）²」を参照してください。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（委託募集の特例等）

第十七条の二十八 （略）

- 2 同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（労働者の募集に関する事項）

第二十二條 法第十七条の二十八第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
 - 二 募集時期
 - 三 募集職種及び人員
 - 四 募集地域
 - 五 募集に係る労働者の業務の内容
 - 六 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件
- （届出の手続）

第二十三條 法第十七条の二十八第二項の規定による届出は、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であって第二十一条第二号に該当するもの及び自県外募集であって同号に該当しないものの別に行わなければならない。

- 2 法第十七条の二十八第二項の規定による届出をしようとする同意事業協同組合等は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第二十一条の募集にあっては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあっては厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、厚生労働省職業安定局長（次条

² http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/newindex.html#tu_6 または
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T160421L0030.pdf>

において「職業安定局長」という。)の定めるところによる。

(労働者募集報告)

第二十四条 法第十七条の二十八第一項の募集に従事する同意事業協同組合等は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで(当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあっては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで)に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(2) 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第 17 条の 32 の老人福祉法の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を経由して届け出ることができるようになります。

この特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業について、法第 17 条の 24 第 4 項第 2 号及び厚労省令第 4 条第 1 項各号に規定する以下の事項を記載し、同条第 2 項に規定する事項を記載した書類を添付してください。

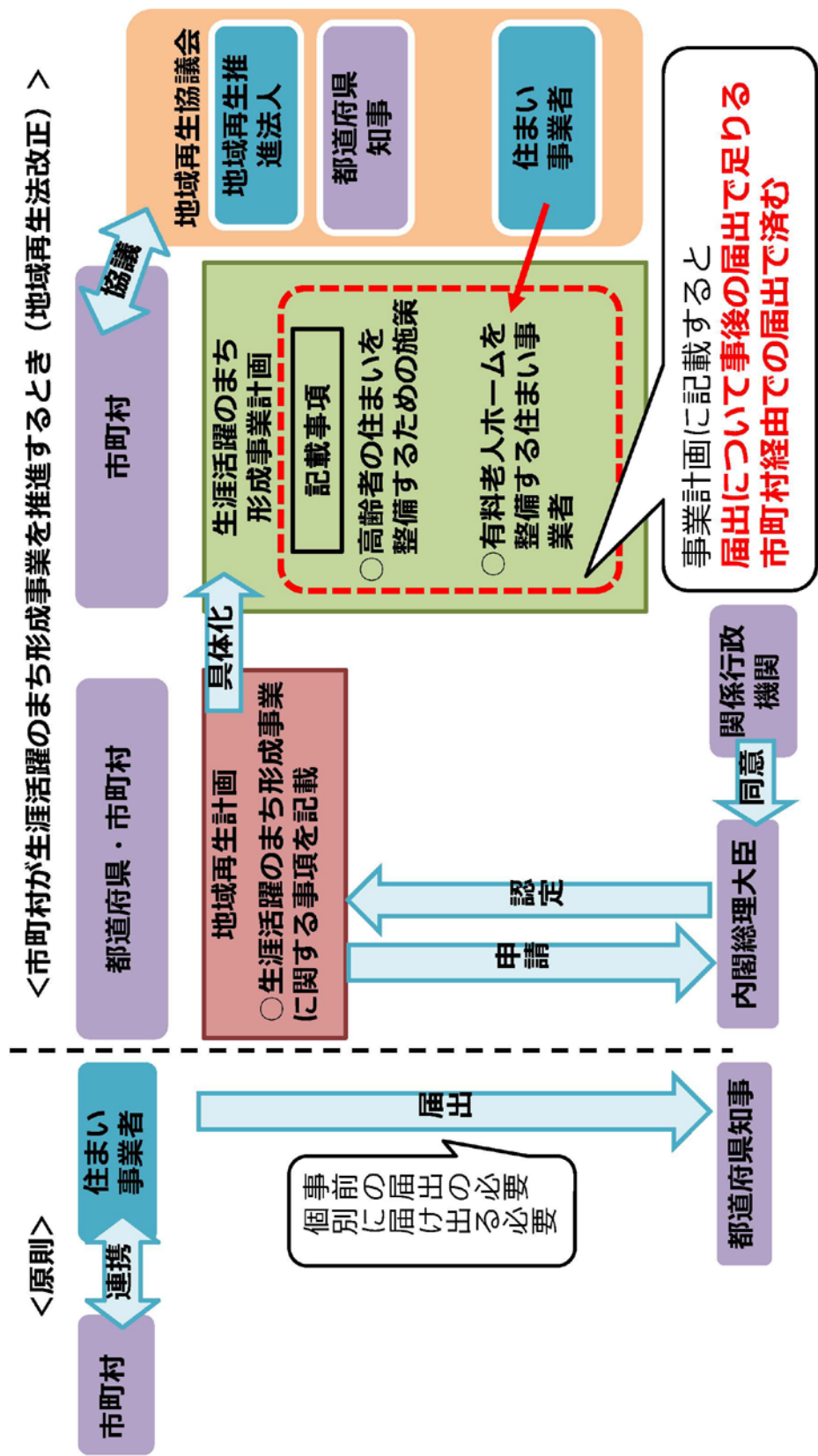
- ①有料老人ホームを整備する事業の実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）
- ②有料老人ホームの名称及び設置予定地
- ③事業開始の予定年月日
- ④当該有料老人ホームの管理者の氏名
- ⑤当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

生涯活躍のまち形成事業計画に記載する事項と添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している届出様式を活用することも考えられます。

図：有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（老人福祉法関係）

- 有料老人ホームを設置する場合、事業者は個別に、都道府県知事に、事前に届け出る必要がある。
- 今般、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成することにより、事業者の届出が事後（1月以内）に行えるようにするとともに、その届出について市町村経由でできることとする措置を講ずる。



○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

二 生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該有料老人ホームの所在地

ハ その他厚生労働省令で定める事項

（有料老人ホームの届出の特例）

第十七条の三十二 第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項（同条第十九項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する有料老人ホームにあっては、当該指定都市等の長）に届け出ることをもって足りる。

2 前項の有料老人ホーム（指定都市等の区域内に所在するものを除く。）を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村の長を経由してすることができる。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等）

第四条 法第十七条の二十四第四項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第二号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）

二 法第十七条の二十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地

三 事業開始の予定年月日

四 当該有料老人ホームの管理者の氏名

五 当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

2 認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、生涯活躍のまち形成事業計画に法第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の二十四第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第二号イの実施主体の氏名及び住所

二 当該実施主体の条例、定款その他の基本約款

三 法第十七条の二十四第四項第二号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所

四 建物の規模及び構造並びに設備の概要

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類

六 当該実施主体の直近の事業年度の決算書

七 当該有料老人ホームの運営の方針

八 入居定員及び居室数

九 市場調査等による入居者の見込み

十 職員の配置の計画

十一 老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

十二 老人福祉法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

- 十三 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 十四 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 十五 医療施設との連携の内容
- 十六 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 十七 長期の収支計画
- 十八 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、当該有料老人ホームにおいて供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

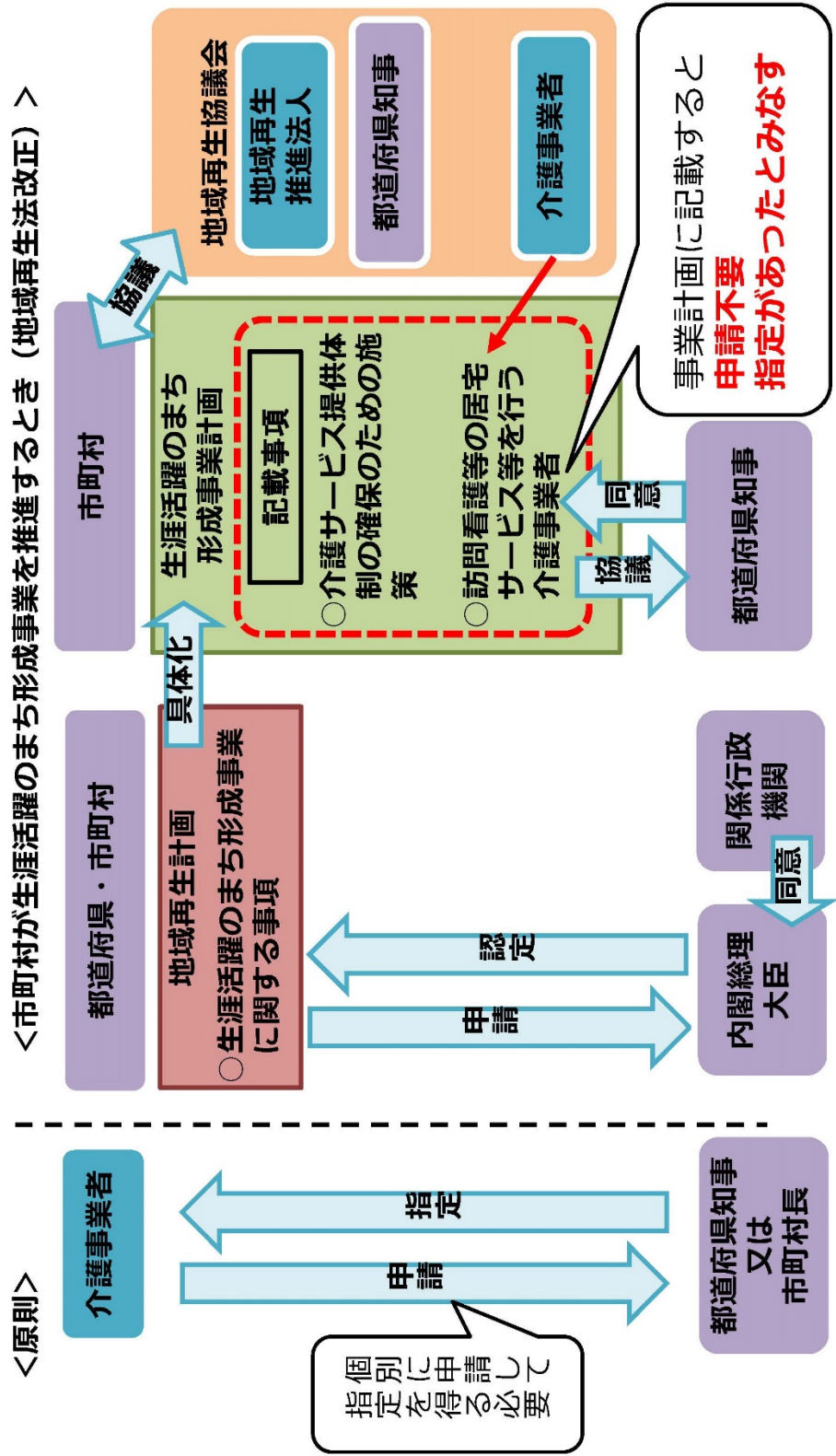
(3) 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

居宅サービス事業者等の介護保険の事業者が事業を行うに当たっては、居宅サービス、介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第 17 条の 24 の介護保険法の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなされます。認定市町村の区域内に所在する事業所で新たにサービスを開始する場合に、これらの指定をまだ得ていないものについて、生涯活躍のまち形成事業計画の作成の段階で指定のみなしを得ることにより、事務の簡素化を図り、円滑に事業を実施することが想定されます。

図：介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（介護保険法関係）

- 現在、介護サービスを提供する場合は、事業者は個別に事業所ごとに都道府県知事又は市町村長にサービス事業者としての指定を申請しなければならない。
- 今般、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて事業者について記載すると、指定手続が簡素化されるよう特例措置を講ずる。



特例の対象となる介護サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業（第一号介護予防支援事業を除く。）です。このうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は特例の対象とはなりません。

以下では、居宅サービスの訪問介護及び地域密着サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の例により解説します。記載事項や手続はサービスの種類により異なるため、それぞれの条項をご確認ください。

【居宅サービス（訪問介護）の例】

※居宅サービス及び介護予防サービスについて特例を利用する場合はこの例に準じます。また認定市町村が指定都市、中核市である場合は地域密着型サービスの例に準じます（法第 17 条の 35 第 1 項による読替え）。

居宅サービス・介護予防サービスを行う事業所について、この特例を利用する場合は、

- (ア)生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、
- (イ)必要書類を添付した上で、都道府県知事の同意を得て
- (ウ)公表する

ことにより、当該事業所が行うサービスについて、指定があったこととみなされます。なお、指定都市、中核市については都道府県知事の同意は不要となります（法第 17 条の 35 第 1 項による読替え）。

(ア) 記載事項は、法第 17 条の 24 第 4 項第 3 号（介護予防の場合は第 5 号）及び厚労省令第 5 条各号に記載されている

- ・当該事業の実施主体（実施主体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び職名）
- ・当該事業を行う事業所の名称及び所在地（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）
- ・居宅サービスの種類
- ・当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

を記載してください。

(イ) 上記(ア)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画に、厚労省令第 13 条各号（介護予防の場合は第 17 条）の事項を記載した書類を添付し、都道府県知事に協議をします（法第 17 条の 24 第 6 項）。都道府県知事は、介護保険法第 70 条第 2 項又は第 70 条第 4 項若しくは第 5 項の規定（介護予防の場合は第 115 条の 2 第 2 項の規定）に当たらない場合以外は同意することとされています。（なお、居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合は、法第 17 条の 24 第 7 項に基づき、関係市町村の長に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならないとされていますが、これは、介護保険法第 70 条第 6 項の関係市町村と同趣旨の規定です。）

(ア)の記載事項と(イ)の添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。

(ウ) 都道府県知事の同意を得て、生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の指定みなしの効力が発生します。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

三 生涯活躍のまち形成地域において行われる居宅サービス事業（介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。第六項及び第十七条の三十三第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 居宅サービスの種類

ニ その他厚生労働省令で定める事項

6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第一項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項（同法第七十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

7 都道府県知事は、第四項第三号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画（同法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この条において同じ。）との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

（居宅サービス事業等に係る指定の特例）

第十七条の三十三 第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

第五条 法第十七条の二十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する訪問介護をいう。第十三条第一号において同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の

名称及び所在地

ハ 当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

(法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意)

第十三条 認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

ハ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図

ニ 利用者の推定数

ホ 当該事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ 運営規程

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当該居宅サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

リ 当該事業に係る資産の状況

ス 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ル 介護保険法第七十条第二項各号（病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、同項第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

【地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）の例】

※地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業（指定して第一号事業を行う場合）について特例を利用する場合はこの例に準じます。また認定市町村が指定都市、中核市である場合は、居宅サービス、介護予防サービスの場合でもこの例に準じます（法第17条の35第1項による読替え）。

地域密着型サービスを行う事業所について、この特例を利用する場合は、

(ア)生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、

(イ)公表する

ことにより、当該事業所が行うサービスについて、指定があったこととみなされます。

(ア)記載事項は、法第17条の24第4項第4号（地域密着型介護予防サービスの場合は第6号、第一号事業の場合は第7号）及び厚労省令第6条各号に記載されている

- ・ 当該事業の実施主体（実施主体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び職名）
- ・ 当該事業を行う事業所の名称及び所在地（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）
- ・ 地域密着型サービスの種類
- ・ 当該地域密着型サービスを行う事業の開始の予定年月日

を記載してください。その際、厚労省令第16条（地域密着型介護予防サービスの

場合は第 18 条、第一号事業の場合は第 19 条) 各号の事項が記載されている書類を事業所から入手するなどして、当該事項に照らして記載の可否を判断し、介護保険法第 78 条の 2 第 4 項の規定(地域密着型介護予防サービスの場合は第 115 条の 12 第 2 項、第一号事業の場合は第 115 条の 45 の 5 第 2 項の規定)により指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載してください。

記載事項と事業所から入手する書類については別途示す参考例を参照するほか、市町村において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。

- (イ) 生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長や関係都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の指定みなしの効力³が発生します。

○地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)(抄)

(生涯活躍のまち形成事業計画の作成)

第十七条の二十四 (略)

- 4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

四 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型サービス事業(介護保険法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業をいう。第十項及び第十七条の三十三第二項において同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 地域密着型サービスの種類

ニ その他厚生労働省令で定める事項

- 10 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第二項において同じ。)については、当該事項が同法第七十八条の二第四項(同法第七十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

(居宅サービス事業等に係る指定の特例)

第十七条の二十三 (略)

- 2 第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があったものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則(平成 28 年厚生労働省令第 94 号)(抄)

第六条 法第十七条の二十四第四項第四号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。第十六条第一号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

³ なお、この地域密着型サービスに係る指定みなしの効果は事業所の所在する認定市町村(所在地市町村)の区域において発生するものです。例えば、生涯活躍のまち形成事業計画が共同計画で、生涯活躍のまち形成地域が隣接する複数の市町村の区域にまたがって所在する場合、所在地市町村の区域内のみで指定の効力が生じます。このように複数の認定市町村による共同計画の場合は、事前に、介護保険法第 78 条の 2 第 9 項の規定により、あらかじめ非所在地市町村長と所在地市町村長との協議により、非所在地市町村の指定に当たって所在地市町村長の同意を要しない旨の合意をしておくことが考えられます。

- イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
 - ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
 - ハ 当該地域密着型サービスを行う事業の開始の予定年月日
（法第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載）
- 第十六条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
- 一 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項
 - イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
 - ロ 当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - ハ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要
 - ニ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
 - ホ 運営規程
 - ヘ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - ト 当該地域密着型サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
 - チ 当該事業に係る資産の状況
 - リ 当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項
 - ヌ 介護保険法第七十八条の二第四項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
 - ル 役員の氏名、生年月日及び住所
 - ヲ 連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地（当該地域密着型サービスが介護保険法第八条第十五項第二号に該当するときに限る。）

(4) 旅館業の許可に関する旅館業法の特例

生涯活躍のまち形成地域において、お試し居住などの宿泊を伴う事業を行う場合、その事業が旅館業に該当すれば、旅館業の許可を得ることが必要になります。法第17条の34の旅館業法の特例は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け移住希望者を一時的に宿泊させる事業であって、旅館業に該当するもの）の事業者については、旅館業の許可があったとみなすこととする特例です。

この特例を利用する場合は、

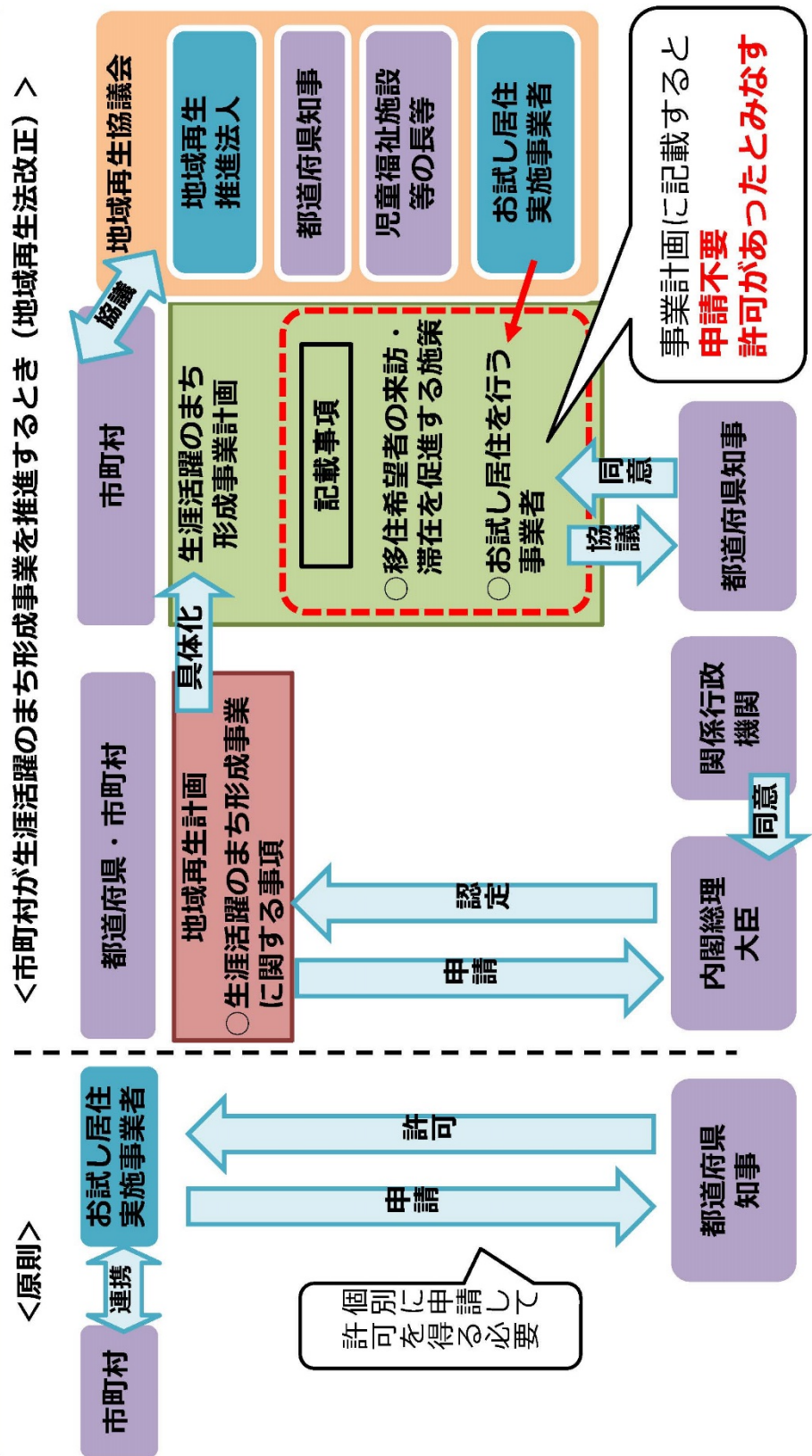
- (ア) 生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、
- (イ) 必要書類を添付した上で、都道府県知事の同意を得て
- (ウ) 公表する

ことにより、当該事業所が行う旅館業について、旅館業の許可があったこととみなされます。なお、保健所設置市については都道府県知事の同意は不要となります（法第17条の35第2項による読替え）。

図：旅館業の許可に関する旅館業法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（旅館業法関係）

- 現在、市町村がお試し居住を実施する事業者と連携してお試し居住を実施する場合であって、その一部が旅館業法の許可を受ける必要があるときは、事業者は個別に申請しなければならない。
- 今後、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて事業者の旅館業の申請手続が行えるよう、その手続についての特例措置を講ずる。



(ア) 記載事項は、法第 17 条の 24 第 4 項第 8 号及び厚労省令第 10 条各号に記載されている

- ・当該事業の実施主体の氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ・当該宿泊の用に供する施設の所在地、名称
 - ・営業の種別（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の種別をいう。）
- を記載してください。

(イ) 上記(ア)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画に、厚労省令第 20 条各号の事項を記載した書類を添付し、都道府県知事に協議をします（法第 17 条の 24 第 12 項）。都道府県知事は、旅館業法第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定により許可を与えないことができる場合に該当しないと認めるときは同意することとされています。

(ア)の記載事項と(イ)の添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。

(ウ) 都道府県知事の同意を得て、生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の許可みなしの効力が発生します。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

ハ 生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け、当該生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者を一時的に宿泊させる事業であって、その全部又は一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。第十六項及び第十七条の三十四において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該宿泊の用に供する施設の所在地

ハ その他厚生労働省令で定める事項

16 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第八号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業について旅館業法第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。第十七条の三十四において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

（旅館業の特例）

第十七条の三十四 第十七条の二十四第四項第八号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る施設により行う生涯活躍のまち一時滞在事業について、旅館業法第三条第一項の許可があったものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

第十条 法第十七条の二十四第四項第八号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の二十四第四項第八号イの実施主体の氏名（法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - 二 法第十七条の二十四第四項第八号ロの施設の名称
 - 三 営業の種別（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の種別をいう。）
（法第十七条の二十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意）
- 第二十条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。
- 一 法第十七条の二十四第四項第八号イの実施主体の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、定款又は寄附行為の写し）
 - 二 法第十七条の二十四第四項第八号ロの施設が旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に該当するときは、その旨
 - 三 当該施設の構造設備の概要及び当該構造設備を明らかにする図面
 - 四 旅館業法第三条第二項各号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容

② 生涯活躍のまち形成事業計画の策定手続

ア 地域再生協議会

(1) 地域再生協議会の設置（法第5条第9項及び第17条の24第1項）

事業計画を作成する際には、地域再生計画を作成した地方公共団体のほか、地域再生推進法人、都道府県、移住支援やまちづくりを行う事業者、就業や生涯学習など社会的活動を支援する事業者（公共職業安定所やシルバー人材センター、大学、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設など）、医療・福祉サービスの提供事業者（医療法人や社会福祉法人など）、住民など地域の様々な関係者が参画する地域再生協議会を設置し、事業計画に盛り込まれる内容等について協議し、多様な意見が適切に反映されるようにすることが必要です。

このため、事業に参画する関係者の連携のもとに事業を進めるため、生涯活躍のまち形成事業計画を作成するにあたっては、地域再生協議会の協議を経ることとされています（法第17条の24第1項及び第2項）。

地域再生計画の作成に当たっては、地域再生協議会を組織することは任意となっていますが、生涯活躍のまち形成事業計画の作成に当たっては、認定市町村は協議会における協議を行う必要があるため、生涯活躍のまち形成事業計画の作成を検討している市町村にあつては、あらかじめ協議会を組織しておくことが望ましいものと考えられます。地域再生協議会については、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第4章も参照してください。

なお、「生涯活躍のまち」を具体化するにあたっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要となります。また、住み替え・移住希望者を計画段階から募集すること等を通じ、地域住民にとって魅力的なまちづくりに関する事業計画を作成することも考えられます。

(2) 地域再生協議会の構成員（法第12条第2項及び第3項並びに第17条の24第2

項)

地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

(ア)地方公共団体

(イ)地域再生推進法人

(ウ)地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

(エ)当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者（任意）

(オ)その他当該地方公共団体が必要と認める者（任意）

が構成員となるとされていますが、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する場合は、これ以外に、

(カ)都道府県知事

(キ)法第 17 条の 34 の旅館業の特例を利用する場合であって、厚労省令第 1 条第 1 項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内に、宿泊の用に供する施設があるときは、同項各号に規定される者

(ク)法第 17 条の 33 第 2 項及び第 4 項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第 1 条第 2 項に規定される者（任意）

を構成員として加えた協議会で協議する必要があります。

(カ)の都道府県知事は高齢者居住安定確保計画、都道府県介護保険事業支援計画、医療計画等の高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画を策定する主体であり、生涯活躍のまち形成事業の実施に密接な関係を有することから、必須の構成員とされています。

また、(キ)については、旅館業の特例を利用する場合に、旅館業法第 3 条第 4 項に基づき旅館業の許可に当たって意見を求めることとされている近隣の学校長などを地域再生協議会に加えて意見を反映することができるようにしています。

なお、実際の協議の場への出席者は、各組織の長である必要はなく適切な者が代理で出席することも考えられます。

(ク)については、介護保険法第 78 条の 2 第 7 項及び同法第 115 条の 12 第 5 項において、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定に当たって意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている介護保険の被保険者その他の関係者について、市町村の判断で必要に応じて地域再生協議会に加えることができるとしています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（地域再生協議会の構成員として加える者）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第十七条の二十四第二項の厚生労働省令で定める者は、認定市町村（法第五条第十六項の認定（法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が法第十七条の二十四第四項第八号の規定に基づき生涯活躍のまち形成事業計画（同条第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をい

う。以下同じ。)に同号に掲げる事項(同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業(同号に規定する生涯活躍のまち一時滞在事業をいう。)について旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。)を記載しようとする場合であって、同号ロの所在地が次の各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域内にあるときにおいて、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 大学附置の国立学校(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第六号において同じ。))が設置する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。))及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。))をいう。第三号及び第五号において同じ。))をいう。当該大学の学長
 - 二 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この項において同じ。)) 当該高等専門学校の校長
 - 三 高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校(地方公共団体の設置する学校をいう。以下この号において同じ。)) 当該公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会
 - 四 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体の長
 - 五 高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人の設置する学校をいう。)) 学校教育法に定めるその所管庁
 - 六 国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であって、指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。))又は中核市(同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。))の区域内に所在するもの 当該指定都市又は中核市の長
 - 七 児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいい、幼保連携型認定こども園を除く。)) 同法第四十六条に規定する行政庁
 - 八 旅館業法第三条第三項第三号の規定により都道府県(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区(第二十六条第二項において「保健所設置市等」という。))にあっては、市又は特別区)の条例で定める施設 当該条例で定める者
- 2 認定市町村は、法第十七条の二十四第八項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会(以下「協議会」という。)に、当該関係者を構成員として加えることができる。

(3) 地域再生協議会の開催(法第17条の24第2項)

地域再生協議会の開催に当たっては、(2)に記載する構成員に対し十分な期間をもつて参加を呼びかけることが望ましいと考えられます。

また、地域再生協議会を組織したときは、則第12条に規定する手続に基づいて、遅滞なくその旨を公表しなければならないこととされています。

イ 地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の提案

第3章の3のとおり、「生涯活躍のまち」の事業運営については、民間企業や医療法人、社会福祉法人、大学や社会教育施設、NPO、まちづくり会社(第3セクター)など多様な事業主体が「運営推進機能」を担うことが想定されており、この「運営推進機能」を担う事業主体として、地域再生推進法人制度の活用が期待されます。

これまで、地域再生推進法人制度において、営利法人については、政令で定める要件（株式会社にあつては地方公共団体が有する議決権の割合が3%以上であること、持分会社にあつては社員に市町村があること）を満たすことを指定の条件としてきたところですが、この要件を満たさない営利法人についても、地域再生を実施する中核的な担い手として期待がされていること等を踏まえ、平成28年の地域再生法改正により、地方公共団体が出資していない営利法人であっても推進法人として指定することができることとされています（法第19条）。「運営推進機能」を担う事業主体を地域再生推進法人として指定する場合は、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第5章及び地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱例も参照してください。

また、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行うものとして、認定市町村に指定された地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案を行うことができます（法第17条の25第1項）。

提案を行う場合、地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の素案に、法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書を添付して認定市町村に提出する必要があります（則第44条）。

生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものとなる必要があります（法第17条の25第2項）ので、素案の作成に当たっては認定市町村と情報交換・協議を行い、認定地域再生計画の内容と齟齬がないように作成してください。

素案を受け取った認定市町村は、遅滞なく当該素案の採否を検討し、採用する場合はこの素案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画案を作成することとされています（法第17条の26）。素案を採用しない場合はその旨と理由を地域再生推進法人に回答することとされています（法第17条の27）。

○地域再生法（平成17年法律第24号）（抄）

（地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第十七条の二十五 地域再生推進法人は、認定市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、その業務（認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係るものに限る。）を行うために必要な生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（次条及び第十七条の二十七において「生涯活躍のまち形成事業計画提案」という。）に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものでなければならない。

（生涯活躍のまち形成事業計画提案に対する認定市町村の判断等）

第十七条の二十六 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案が行われたときは、遅滞なく、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画（生涯活躍のまち形成事業計画提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる生涯活躍のまち形成事業計画をいう。次条において同じ。）の作成又は変更を必要があるかどうかを判断し、当該生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更を必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成等をしない場合にとるべき措置）

第十七条の二十七 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更を必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該生涯活躍のまち形成事業計画提案をした地域再生推進法人に通知しなければならない。

○地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第四十四条 法第十七条の二十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画（法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、認定市町村に提出しなければならない。

ウ 他の法律の規定による計画との調和

生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければなりませんとされています（法第 17 条の 24 第 17 項）。その他の法律の規定による計画には、医療計画、都道府県の介護保険事業支援計画及び立地適正化計画が含まれます。必要に応じて都道府県や医療、福祉、都市計画・開発許可等に関する関係部局と事前に十分な時間的余裕を持って協議・連携を行ってください。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

17 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

エ 生涯活躍のまち形成事業計画の公表

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを当該市町村の掲示板やホームページにおいて公表する等、不特定多数の者が閲覧することができる状態で公表してください（法第 17 条の 24 第 18 項）。法第 17 条の 28 から第 17 条の 34 までの特例を利用する場合、この公表の日から特例の効力が生じます。

オ 生涯活躍のまち形成事業計画に係る通知

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、当該計画が地域再生協議会の協議や都道府県知事の同意を得るなど正式な手続を経て作成されたものである旨の通知書を、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び特例等を受ける実施主体に対して送付してください（法第 17 条の 24 第 18 項）。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

18 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

(参考)「生涯活躍のまち」の実現において大学に期待される役割

- 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、また、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされています（学校教育法第 83 条）。
- 「生涯活躍のまち」の実現に向けて、中高年齢者等の「健康でアクティブな生活」を実現する観点から、大学は、地域住民への生涯学習・学び直しの機会の提供や、大学の人材・知見・研究成果等の活用などを行う役割が期待されます。
 具体的には、中高年齢者を主な対象とした公開講座の実施や地域医療・介護サービスの高度化に必要な人材の輩出、大学の人材・知見・研究成果等を活用した地方公共団体等への助言・協力などについて、地域の実情等に応じて、大学が地方公共団体や「運営推進機能」を担う事業主体と積極的に連携していくことが求められます。
 また、大学が自らの土地等を活用し、「生涯活躍のまち」に関する事業を実施することについても、教育研究活動（公開講座等を含む）やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば実施可能であり、大学が主体となって取り組むことも可能です。
- 大学自体が「生涯活躍のまち」に関する事業を実施する場合はもちろん、地方公共団体や「運営推進機能」を担う事業主体が大学と連携して取組を進める場合には、その大学が行うことができる業務の範囲などを踏まえて検討を進めることが重要となります。

図：大学と「生涯活躍のまち（日本版 CCRC）」との関わり方について

	国立大学 設置主体：国立大学法人	公立大学 設置主体：公立大学法人 もしくは地方公共団体	私立大学 設置主体：学校法人
CCRC構想実現に向けた大学の協力について	○現行制度においても、各大学の判断により実施可能。 （例）・高齢者を主な対象とした公開講座の実施 ・地域医療、介護サービスの高度化に必要な人材の輩出 ・大学の人材、知見、研究成果等を活用した自治体等への助言、協力 など		
大学が自らの土地等を活用し、CCRCに関する事業を実施することについて	○教育研究活動（公開講座等を含む）やその成果の普及・活用促進、教職員や学生等への福利厚生を目的としたものであれば、各大学の判断により実施可能 ○上記以外の特例を認める場合にはCCRCに取り組もうとする大学からの具体的な要望を踏まえつつ、検討が必要。	○上記以外の特例を認める場合にはCCRCに取り組もうとする大学からの具体的な要望を踏まえつつ、検討が必要。	○収益事業として所轄庁の認可を受けることで、私立大学の教育に支障のない範囲で、その収益を私立大学の経営に充てるため、自らが医療・介護施設を設置・運営することや不動産業として自らが所有する土地を他法人に賃貸することも可能。

【参考】大学法人の業務の範囲

◎ 国立大学法人の業務の範囲について

- ・国立大学法人については、国立大学法人法第 22 条第 1 項に規定される業務の範囲内において、「生涯活躍のまち」に関する事業者と連携して行う取組に関し、その実施に係る経費の一部を支出することは可能。
- ・また、例えば、国立大学において医療・介護施設を設置することや、社会福祉法人や医療法人等に土地を賃貸することなどについては、その大学の教育研究活動に必要とされるものである、学生等の心身の健康等に関する相談その他の援助を目的としたものであるなど、国立大学法人の業務の範囲内と整理される場合には、行うことができる。

◎ 公立大学法人の業務の範囲について

- ・公立大学法人においては、地方独立行政法人法第 21 条第 2 号・第 6 号に規定される業務の範囲内において、「生涯活躍のまち」に関する事業者と連携して行う取組に関し、その実施に係る経費の一部を支出することは可能。
- ・また、例えば、公立大学において医療・介護施設を設置することや、社会福祉法人や医療法人等に土地を賃貸することなどについては、その大学の教育研究活動に必要とされるものである、教職員や学生の福利厚生を目的としたものであるなど、公立大学法人の業務の範囲内と整理される場合には、行うことができる。

◎ 私立大学を設置する学校法人の業務の範囲について

- ・私立大学においては、その大学を設置する学校法人が、私立学校法第 26 条に基づく収益事業として所轄庁の認可を受けた場合には、私立大学の教育に支障のない範囲で教育研究を目的としない活動についても実施することができる。そのため、その範囲内において、私立大学が、地域のコミュニティづくり・まちづくりの中心となって取組を進めることや、自らが医療・介護施設を設置・運営すること、不動産業として自らが所有する土地を社会福祉法人や医療法人に賃貸することも可能。
- ・また、私立大学は、収益を目的とせず、大学の教育研究活動と密接に関連を有する事業（付随事業）であれば、所轄庁の認可を要することなく行うことができる。
- ・さらに、私立大学における教育研究活動に資するものであって、教育に支障のない範囲であれば、「生涯活躍のまち」に関する事業者に対して出資することもできる。

※上記は、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人の業務の範囲についての記載であり、事業を実施するに当たり、業務の範囲について不明な点がある場合は、文部科学省にお問い合わせください。

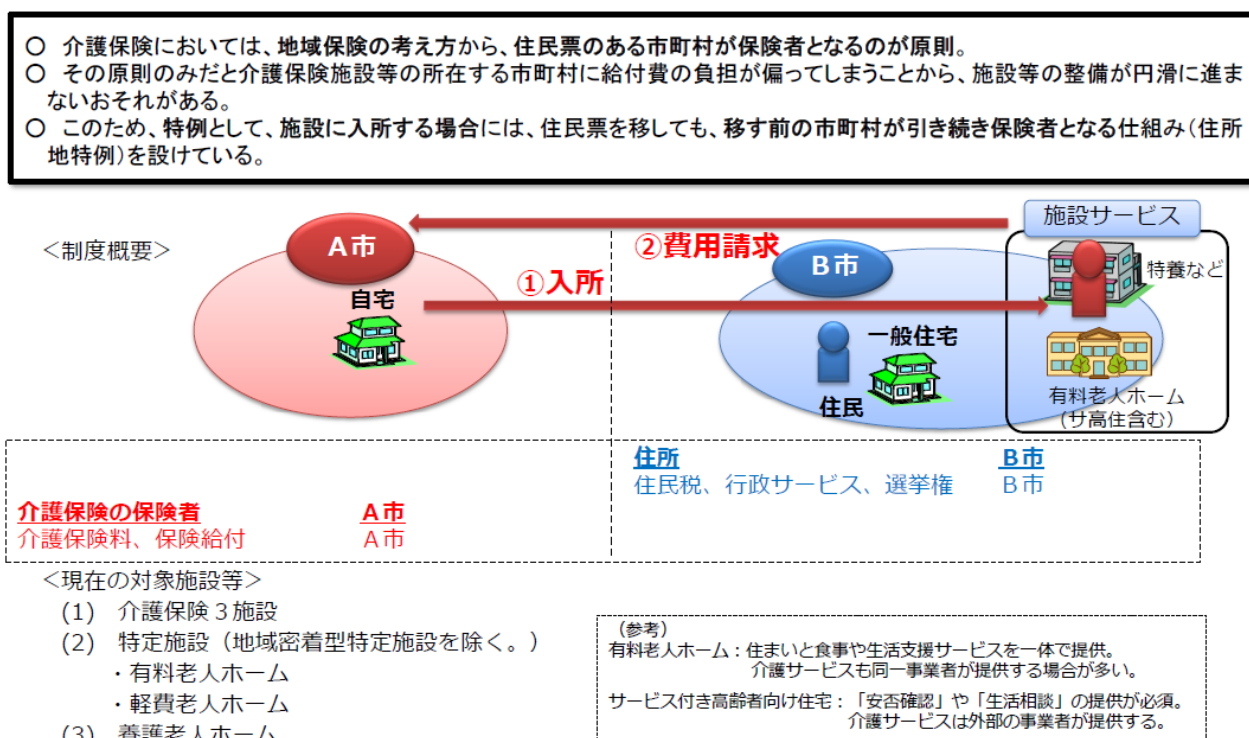
○国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号) (抜粋) (業務の範囲等) 第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。 一 国立大学を設置し、これを運営すること。 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資(次号に該当するものを除く。)を行うこと。 七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 2 国立大学法人は、前項第六号に掲げる業務及び同項第七号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。 3 (略)	○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号) (抜粋) (業務の範囲) 第二十一條 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 一 試験研究を行うこと。 二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと。 三 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てて充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。 イ 水道事業(簡易水道事業を除く。) ロ 工業用水道事業 ハ 軌道事業 ニ 自動車運送事業 ホ 鉄道事業 ヘ 電気事業 ト ガス事業 チ 病院事業 リ その他政令で定める事業 四 社会福祉事業を営むること。 五 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと(前三号に掲げるものを除く。) 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (他業の禁止) 第七十條 公立大学法人は、第二十一條第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。	○私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号) (抜粋) 第三條 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。 (収益事業) 第二十六條 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。 2～3 略 (申請) 第三十條 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。 一～八 (略) 九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定 十～十二 (略) (寄附行為変更の認可等) 第四十五條 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。 2 (略)
---	--	--

（参考）介護保険制度における財政調整の見直しについて

（住所地特例について）

- 「生涯活躍のまち」の検討にあたり、高齢移住者に係る介護保険制度における住所地特例拡大を求める意見があります。そもそも、介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則ですが、その場合、介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまい、施設等の整備が円滑に進まないおそれがあるため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）を設けることとしています⁴。

図：介護保険の住所地特例について



（移住先自治体の財政影響に対する考え方）

- 「日本版 CCRC 構想有識者会議」においてもこの問題について議論を行いました。住所地特例は、介護費用負担の平準化の機能を有する一方で、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、一般住宅まで制度を拡大することは地方公共団体間での責任の「押し付け合い」となって、介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがある点に十分留意する必要があります。

⁴ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)による介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の改正により、平成 27 年 4 月から有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も、住所地特例の対象となった。

また、国民健康保険・後期高齢者医療制度についても介護保険の住所地特例と同様の仕組みを設けているところ、国民健康保険で住所地特例の適用を受けている者が 75 歳到達等により後期高齢者医療の被保険者となる場合、適用が継続されない問題が生じている。これについて、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)による高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の改正により、後期高齢者医療制度加入時に、現に国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者は、住所地特例が継続適用され、従前の住所地の後期高齢者医療の被保険者となるように見直したところ(平成 30 年度施行)。

住所地特例拡大に係る意見の真意は、高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにあると考えます。今後高齢者の移住等により地域に高齢者が増加した場合であっても、①移住者の介護リスク、②移住による経済効果、③住所地特例、④財政調整などの効果により、ただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要です。

図：移住先自治体の財政影響に対する考え方

1 移住者の介護リスク
○ 移住した高齢者が全員要介護状態となるわけではなく、また、要介護の高齢者の方のうち、特養に入所するのは受給者全体の1割程度（同年齢100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護、うち3人が特養入所のイメージ）。
2 移住による経済効果
○ 高齢者が移住した場合、地域消費喚起（100人移住した場合には年間1.8億円程度）、税収増、保険料増等の収入増が見込まれ、支出増の要素となるのは、高齢期に至り高齢者の医療・介護ニーズが高まった場合となる。
3 住所地特例
○ 加えて、高齢者の方が高齢者向けの施設（サ高住、有料老人ホーム、特養等）に移住した場合は、住所地特例により移住元の自治体が費用負担を担うルールなので、移住先の自治体の費用負担を考慮することになるのは、在宅への移住で、医療・介護が必要となった場合に限られる。
4 介護費用の負担
○ 介護費用の負担は、全体の5割を公費（税金）で負担しており、地方負担分（都道府県12.5%、市町村12.5%）は地方交付税で措置される。
○ また、残りの5割のうち28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国でプールして各保険者に分配しており、残りの22%を65歳以上の方が1号保険料として負担している。
○ 第1号保険料は、調整交付金により、各保険者ごとに後期高齢者の加入割合と被保険者の所得水準の違いによる格差を是正している。このような財政調整等の結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられないものの、今後特に年齢が高い高齢者の方が多くなる地域においては、今よりきめ細かい財源配分を行う対応が必要となることが考えられる。

1 移住者の介護のリスク

- 移住した高齢者が全員要介護認定を受けて要介護状態になる訳ではない。
※ 要介護認定 65歳～69歳：3%、75歳～79歳：14%、85歳～89歳：50%
- また、要介護認定を受けた高齢者全員が特養に入所するのではなく、特養に入所するのは受給者全体の1割程度。
※ 100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護状態に、そのうち3人程度が特養に入所するイメージ。

【年齢階層別要介護認定者率（推計）】

65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～
3%	6%	14%	29%	50%	71%	84%

資料：社会保障人口問題研究所将来人口推計及び介護保険給付費実態調査（平成24年11月審査分）

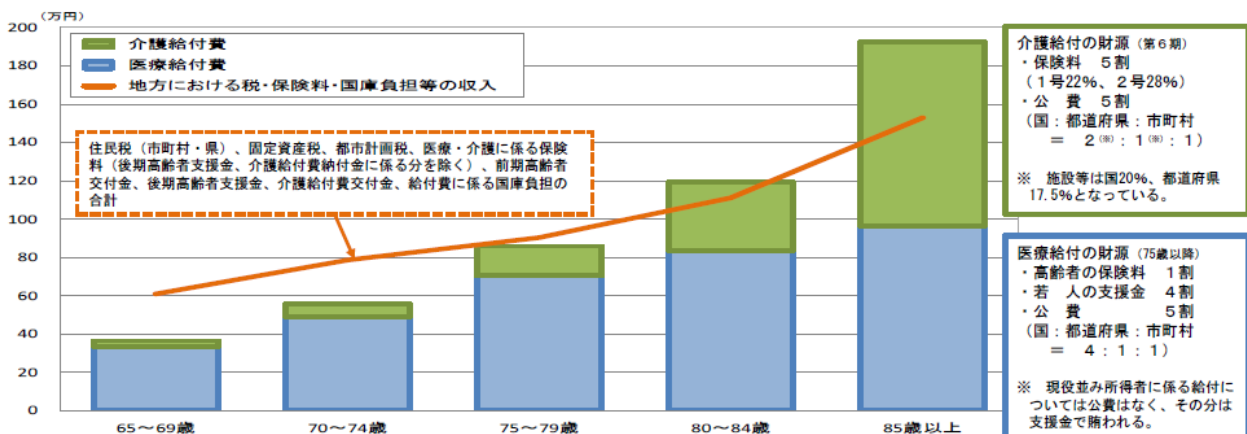
【各サービス受給者の割合（第1号被保険者）】

合計	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	うち、特養
100.0%	74.3%	7.8%	17.9%	9.8%

資料：介護保険事業状況報告月報（平成26年12月サービス分）

2 移住による経済効果

- 家計調査の単身高齢者の平均消費支出(月額15万円程度)で約100人分の消費を考えると、年間1.8億円程度の地域消費の喚起が期待される。
 - これに加えて住宅等への投資や医療・介護の需要なども考えられる。
 - さらに、直接の消費額等の1.6倍程度の波及効果を指摘する研究もある。
 - 医療や介護の給付費は年齢とともに上昇するが、移住者からの住民税や社会保険料、給付に対する国庫負担等が地方公共団体の収入となることを考慮すると、地方公共団体としての収支は、高齢期の中でも、比較的若い時期はプラス、高齢の時期はマイナスの要素が大きくなる。
- ※ 高齢者数の増による地方交付税交付金の収入増は考慮していない。



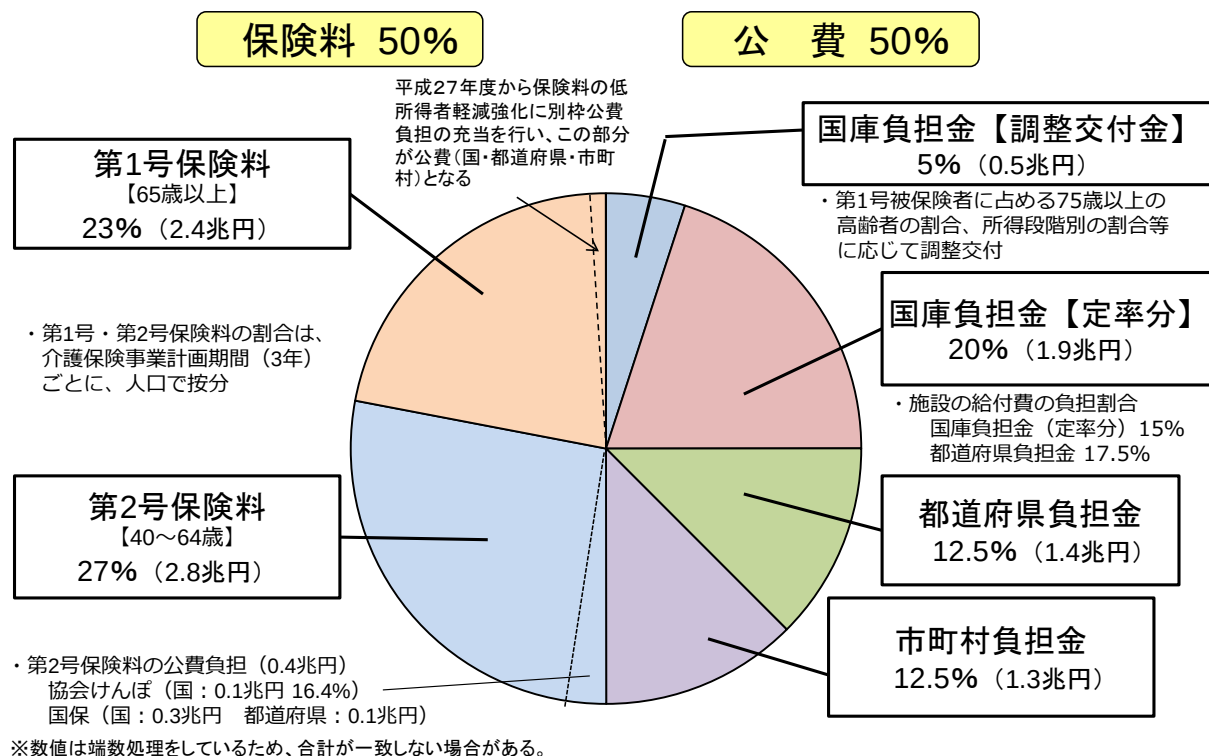
※ 資料: 日本版CCRC構想有識者会議(第5回) 参考資料「日本版CCRC構想参考資料」P36「年齢階級別にみた、医療・介護給付費と地方の収入等のイメージ」より抜粋

3 介護保険の費用負担

- 高齢者が要介護状態になったとしても、介護給付費の全額を移住先の住所地市町村の保険料で負担するのではなく、公費や40～64歳の若者世代の2号保険料による負担が保障される仕組みとなっている。
 - ⇒ 給付費が増えれば、それに応じて必ず当該市町村に交付される仕組みになっている。
- 介護給付費の5割は公費(税金)で負担する。地方負担分は地方交付税で措置される。
 - ①国費負担:25% ②都道府県負担:12.5% ③市町村負担:12.5%
 - ⇒ 都道府県や市町村の公費負担分については、65歳以上人口や介護サービス受給者が増えると、地方交付税の基準財政需要額が増える仕組みになっている。
- また、介護給付費の28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国プールして負担する。
 - ⇒ それぞれの方の加入している医療保険(健保組合、共済組合など)を通じて集めた保険料を一旦全国プールしたうえで、各市町村の給付費に応じてその28%分を配分している。
 - ※ 例えば、東京在住のサラリーマンは40～64歳の間は介護保険料を各々加入する医療保険を通じて納めており、居住地である東京の自治体に納めている訳ではない。
 - ⇒ これにより、65歳以上の高齢者の割合が高くても第1号保険料の負担割合が一定水準より増加しないようにしている。
- さらに、調整交付金により、75歳以上の加入割合と所得の差を是正している。
 - ⇒ 75歳以上の高齢者の割合が高くてもそれによる差を是正している。

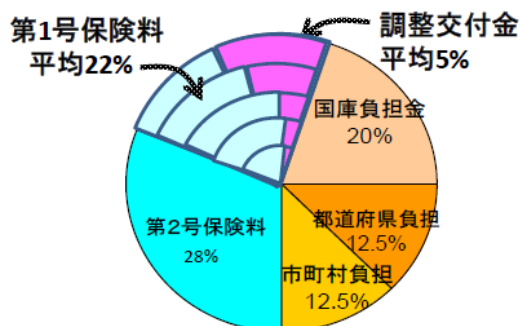
介護保険の財源構成と規模

(30年度予算 介護給付費：10.3兆円)
総費用ベース：11.1兆円



調整交付金による財政調整

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を、国庫負担金25%のうち5%分を用いて財政調整。市町村間の財政力の差を解消。



1. 後期高齢者と前期高齢者の比率の違い

- ・前期高齢者（65歳～74歳）：認定率 約4.4%
 - ・後期高齢者（75歳以上）：認定率 約31.7%
- 要介護認定率に 約7.2倍の差

後期高齢者の構成割合が大きい市町村

→ 保険給付費が増大 → 調整しなければ、保険料が高くなる

2. 被保険者の所得水準の違い

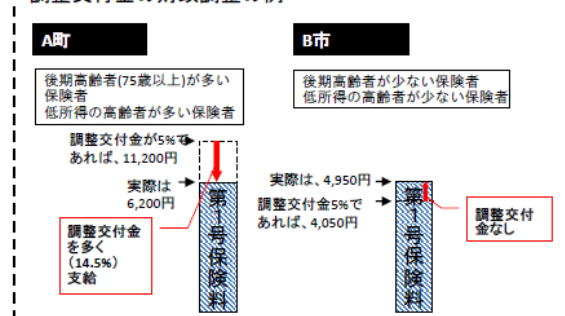
所得の高い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は低くてすむ

所得の低い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は高くなる

調整交付金の財政調整の例



【調整交付金の役割】

- ・ 保険者の給付水準が同じであり、
- ・ 収入が同じ被保険者であれば、
- ・ 保険料負担額が同一となるよう調整するもの。

(※) 調整交付金の計算方法

各市町村の普通調整交付金の交付額

= 当該市町村の標準給付費額 × 普通調整交付金の交付割合(%)

普通調整交付金の交付割合(%)

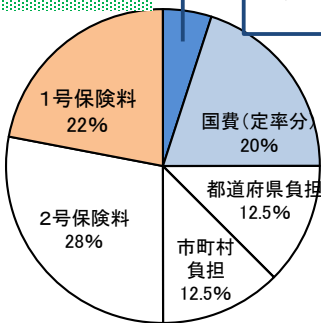
= 27% - (22% × 後期高齢者加入割合補正係数 × 所得段階別加入割合補正係数)

介護保険制度における調整交付金の交付基準の見直し

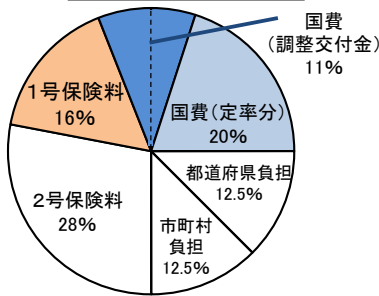
国庫負担金25%のうち5%分を用いて、市町村間の「**後期高齢者比率が高いことによる給付増**」と、「**被保険者の所得水準が低いことによる収入減**」を財政調整している。これにより、市町村の責によらない、市町村間の財政力の差を解消。

給付費全体

国費(調整交付金)
5%

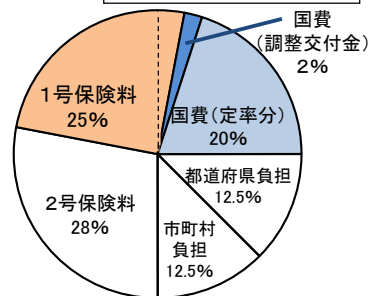


A町 後期高齢者が多い
低所得の高齢者が多い



※調整交付金を多く交付し保険料を軽減

B市 後期高齢者が少ない
低所得の高齢者が少ない



※調整交付金を少なく交付し保険料を上昇

現行の交付基準

1. 後期高齢者と前期高齢者の比率

前期高齢者と後期高齢者では、要介護認定を受ける割合が大きく異なるため、市町村間の**前期高齢者・後期高齢者の比率**を調整

・前期高齢者(65～74歳以上):認定率約4.4%

・後期高齢者(75歳以上):認定率約32.7%

※ 後期高齢者の構成割合が大きいの給付費が増大→調整しなければ、保険料が上昇

2. 被保険者の所得水準

高齢者の所得水準が相対的に低い市町村では、所得水準が高い市町村に比べて、同じ所得の人であっても保険料は高くなるため、こうした所得格差を調整。

見直し後の交付基準

平成30年度以降、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化。また、激変緩和措置として、第7期計画期間(平成30年度～平成32年度)においては、2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせる。

※所得水準は現行の調整方法を維持

従来: 2区分

①65～74歳 × ②75歳以上

見直し後: 3区分

①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上

第7期計画期間は
2区分と3区分を
1/2ずつ組み合
わせ

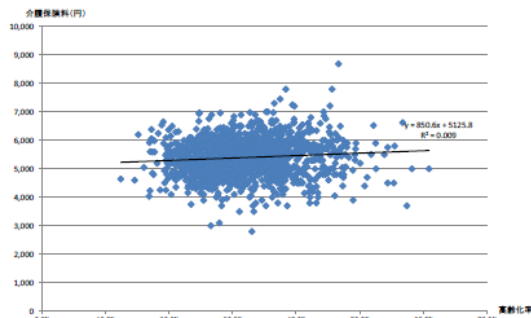
4 介護保険料と高齢化率・後期高齢化率

○ 介護保険の第1号保険料は、調整交付金などによる調整の結果、その地域の高齢化率(65歳以上人口/総人口)や、後期高齢者の割合(75歳以上人口/65歳以上人口)との間には、相関関係がほとんどみられない。

○ 今後移住等により高齢者が増加しても、それが直ちに1号保険料の増加につながることはないと考えられる。

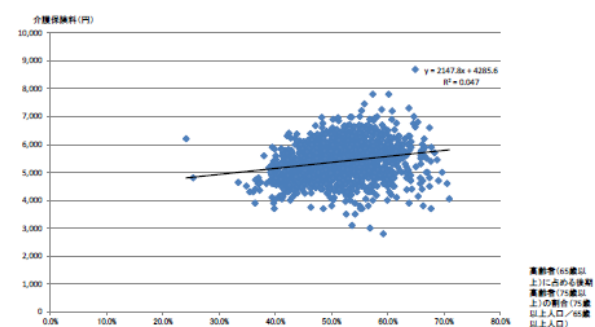
○ 保険料の伸びを抑えるためには、住民自身による介護予防のための取組を進めるなどにより、できるだけ高齢者が元気な状態を保てるようにすることが重要である。

【介護保険料(第6期)と高齢化率の関係】



※高齢化率(65歳以上人口/総人口)については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より算出。なお、福島県については、推計値が掲載されていないことから除いている。

【介護保険料(第6期)と後期高齢化率の関係】



※高齢者(65歳以上)に占める後期高齢者(75歳以上)の割合(75歳以上人口/65歳以上人口)については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より算出。なお、福島県については、推計値が掲載されていないことから除いている。